

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

第二 定義

一 この法律において「公共施設」とは、道路、駐車場、公園、水路その他政令で定める公共の用に供する施設をいうものとする。

二 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいうものとする。

1 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

イ 文化財保護法により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地

ロ 文化財保護法により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地

2 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。
(第二条関係)

第三 国及び地方公共団体の努力義務

国及び地方公共団体は、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、都市計画の決定、景観計画の策定、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設その他の施設（以下「歴史的風致維持向上施設」という。）の整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
(第三条関係)

第四 基本方針

一 主務大臣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（以下「歴史的風致維持

向上基本方針」という。)を定め、これを公表するものとする。

二 歴史的風致維持向上基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項

2 重点区域の設定に関する基本的事項

3 地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項

4 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的事項

5 良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項

6 歴史的風致維持向上計画の認定に関する基本的事項

7 その他地域における歴史的風致の維持及び向上に関する重要事項
(第四条関係)

第五 歴史的風致維持向上計画の認定等

一 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び

向上に関する計画(以下「歴史的風致維持向上計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請する

ことができるものとする。

二 歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針

2 重点区域の位置及び区域

3 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの

イ 文化財の保存又は活用に関する事項

ロ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

4 第六の一による歴史的風致形成建造物の指定の方針

5 第六の一により指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

6 計画期間

7 その他主務省令で定める事項

三 主務大臣は、認定の申請があつた歴史的風致維持向上計画が歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に相当程度寄与するものであると認められること、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることの基準に適合すると認める

ときは、その認定をするものとする。

四 市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに三により認定された歴史的風致維持向上計画（以下「認定歴史的風致維持向上計画」という。）の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができるものとする。

（第五条から第十一条まで関係）

第六 認定歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置

一 歴史的風致形成建造物

1 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された方針に即し、重点区域内の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物を除く。）であつて、現に当該重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定することができるものとする。

2 歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、あらかじめ、行為の種類

、場所、着手予定日その他の事項を市町村長に届け出なければならぬものとし、市町村長は、その届出に係る行為が当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来すものであると認めるときは、その届出をした者に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された管理の指針となるべき事項を勘案して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

3 歴史的風致形成建造物の所有者等は、当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来さないよう、適切に管理しなければならないものとする。

4 歴史的風致形成建造物（有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物であるものを除く。）の所有者等は、文化庁長官に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関する技術的指導を求めることができるものとする。

（第十二条から第二十一条まで関係）

二 土地改良施設である農業用排水施設の管理の特例

都道府県は、第八の一により指定された歴史的風致維持向上支援法人に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された都道府県営土地改良事業によって生じた農業用排水施設の管理の全部又は一部を委託することができるものとともに、土地改良施設である当該農業用排水施設の管理の特例に

ついて定めるものとする。

(第二十二條關係)

三 農用地区域内における開發行為の許可の特例

認定歴史的風致維持向上計画に記載された農業用排水施設の存する農用地区域内の開發行為の許可の特例について定めるものとする。

(第二十三條關係)

四 文化財保護法の規定による事務の認定市町村の教育委員会による実施

1 文化庁長官は、文化財保護法の規定による現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可等又は報告を求めること等の事務であつて、第五の三の認定を受けた町村の区域内の重要文化財建造物等に係るものの全部又は一部については、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定を受けた町村の教育委員会が行ふことができるものとする。

2 第五の三の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の長は、認定歴史的風致維持向上計画を実施する上で特に必要があると認めるときは、議会の議決を経て、文部科学大臣に対し、1の事務の全部又は一部を、当該市町村の教育委員会が処理することとするよう要請することができるものとする。

(第二十四條關係)

五 都市公園の管理の特例等

認定市町村は、認定計画期間内に限り、認定歴史的風致維持向上計画に記載された当該認定市町村以外の地方公共団体が公園管理者である都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築を行うことができないものとし、その場合においては、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わってその権限を行うものとする。

(第二十五条関係)

六 路外駐車場についての都市公園の占用の特例等

1 路外駐車場の整備に関する事項を記載した歴史的風致維持向上計画が第五の三の認定を受けたときは、認定市町村は、駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該事項の内容に即して、当該路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとするともに、都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要（以下「地下駐車場整備計画概要」という。）を定めようとする場合には、あらかじめ、公園管理者の同意を得なければならないものとする。

2 地下駐車場整備計画概要が定められた駐車場整備計画の公表の日から二年以内に当該地下駐車場整備計画概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合には、都市公園法の特例

を認めるものとする。

(第二十六条関係)

七 歴史的風致形成建造物等の管理の特例等

認定市町村又は第三十四条第一項の規定により指定された歴史的風致維持向上支援法人は、認定重点区域内の歴史的風致形成建造物、歴史的風致維持向上施設である公共施設等の所有者との契約に基づき、当該施設の管理を行うことができるものとする。

(第二十七条関係)

八 市街化調整区域内における開発行為の許可の特例

認定歴史的風致維持向上計画に記載された市街化調整区域内における歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為等については、立地に係る開発許可等の基準に適合するものとみなすものとする。

(第二十八条関係)

九 都市緑地法の規定による特別緑地保全地区における行為の制限に関する事務の市町村長による実施

都道府県知事は、その権限に属する認定重点区域内の特別緑地保全地区における行為の許可等の事務について、認定計画期間内に限り、認定市町村の長が行うこととすることができるものとする。

(第二十九条関係)

十 電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例

認定歴史的風致維持向上計画に記載された電線を地下に埋設し、電線及び電柱の撤去又は設置の制限をすることが必要と認められる道路の指定に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例について定めるものとする。

(第三十条関係)

第七 歴史的風致維持向上地区計画

一 次に掲げる条件に該当する土地の区域で、当該区域における歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、その歴史的風致にふさわしい用途の建築物等の整備及び当該区域内の市街地の保全を総合的に行うことが必要であると認められるものについては、都市計画に歴史的風致維持向上地区計画を定めることができるものとする。

1 現に相当数の建築物等の建築又は用途の変更が行われつつあり、又は行われることが確実であると認められる土地の区域であること。

2 当該区域における歴史的風致の維持及び向上に支障を来し、又は来すおそれがあると認められる土地の区域であること。

3 当該区域における歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図ることが、当該都市の健全な発展及び文化の向上に貢献することとなる土地の区域であること。

4 用途地域が定められている土地の区域であること。

二 歴史的風致維持向上地区計画については、当該歴史的風致維持向上地区計画の目標、土地利用に関する基本方針、当該区域の整備及び保全に関する方針、歴史的風致維持向上地区整備計画を定めるものとするものとする。

三 二の土地利用に関する基本方針には次に掲げる事項を定めることができる。

1 地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品、食品その他の物品の販売を主たる目的とする店舗等の当該区域における歴史的風致の維持及び向上のため、当該区域において整備）をすべき建築物等の用途及び規模に関する事項

2 1の建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限に関する基本的事項

3 1の建築物等の整備（既存の建築物等の用途を変更して1の建築物等とすることを含む。）を実施すべき土地の区域

四 歴史的風致維持向上地区整備計画においては、当該歴史的風致維持向上地区整備計画の区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、壁面の位置の制限（道路（都市計画施設又は地区施設である計画道路を含む。）に面する壁面の位置の制限を含むものに限る。）、壁面後退区域における工作物の設置の制限（当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要な工作物の設置の制限を含むものに限る。）及び建築物の高さの最高限度を定めるものとする。（第三十一条から第三十三条まで関係）

第八 歴史的風致維持向上支援法人

一 市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であつて、二の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができるものとする。

二 支援法人は、認定重点区域又は歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業の実施、当該歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡及び歴史的風致形成建造物又は歴史的風致維持向上施設である公共施設等の管理

等の業務を行うものとする。

(第三十四条から第三十七条まで関係)

第九 雑則

この法律における主務大臣は、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とするものとする。

(第三十八条及び第三十九条関係)

第十 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第四十条及び第四十一条関係)

第十一 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第三条関係)

三 屋外広告物法の一部改正

都道府県は、屋外広告物法に基づく広告物等の制限に係る条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、認定市町村が処理することとすることができるものとする。

四 建築基準法の一部改正

1 歴史的風致維持向上地区計画の区域内における建築物等に対する用途の制限の例外許可について特例を設けるものとする。

2 歴史的風致維持向上地区計画の区域内における当該地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める一定のものについては前面道路幅員による容積率制限及び高さ制限の規定を適用しないものとする。

(附則第五条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第二条及び附則第四条から第十三条まで関係)